



特集I 行政との連携について

「行政と？ 連携推進？」 Q&A

「行政連携推進プロジェクトチーム」の 活動状況をご報告します。

行政連携推進プロジェクトチーム 座長 松本 岳

Q1 「行政連携推進プロジェクトチーム」って、何を目的とした組織ですか？

A1 行政連携活動に関する調査、情報共有、企画立案、施策の提言、組織の検討、その他行政連携活動を行うことを目的として、平成23年4月1日に設置された組織です。

Q2 どのような経緯で、設置されたのですか？

A2 平成22年6月、金子武嗣会長から「行政との連携に関するプロジェクトチーム」（竹岡富美男座長）に対し、〈大阪弁護士会に常時継続的に行政機関と接触し、自治体のニーズや情報を集め、これを受け止め、そのニーズにかなうものを提供することを検討する組織を作る必要があるか〉等の諮問がありました。そして、同プロジェクトチームから、〈行政連携機能を担うための組織体制を強化することが必要〉とする答申書が提出されたのを受け、平成23年度において設置されたものです。

Q3 行政機関等との連携を深めることは、大阪弁護士会の人権擁護活動を推進するうえで、どのような意義があるのですか？

A3 住民に身近な地方自治体は、貧困者等社会的弱者のためのセーフティーネットとして重要な役割を担っています。地方自治体等との連携を深めることにより、大阪弁護士会としても社会的弱者救済のための施策に実効的に取り組むことが可能となります。

Q4 行政機関等との連携を拡大することは、法の支配の理念を実現するうえで、どんな意義があるのですか？

A4 地方自治法が改正され、国の機関委任事務が廃止されました。国から地方への権限委譲も進められています。地方自治体は、自己責任の下に自ら判断することに迫られる場面が多くなり、法的能力の向上が喫緊の課題となっています。弁護士会としても、この要請に応えることにより、行政分野において、法の支配を実現することが可能となります。

Q5 これまでも、弁護士会の委員会等は、行政機関等との連携活動を担ってきたのではないですか？

A5 これまでも、委員会等の方々が熱心に行政機関等との連携に取り組んでこられましたし、今後とも、その道の専門家として、積極的に、その役割を担っていただきたいと考えております。

Q6 では、なぜ、今回、このプロジェクトチームを作ることにしたのですか？

A6 第1の理由は、**弁護士会として、戦略性を持ち、総合的かつ継続的に取り組むこと**にあります。第2に、**縦割りを排除して、行政連携情報の共有化とその活用を図ること**にあります。これらを通じて、委員会等の活動を支援していきたいと考えております。また、このプロジェクトチームを設けることで、多方面にわたる分野で行政との連携活動を行い、弁護士の業務を拡大することになると考えております。

Q7 このプロジェクトチームは、どのような構成になっていますか？

A7 行政連携活動担当副会長が座長となり、座長代行1名、副座長若干人、事務局長1名、委員12名（合計17名）で構成されています。

Q8 このプロジェクトチームのメンバーは、どのような出身母体から選出されていますか？

A8 消費者保護委員会、高齢者・障害者総合支援センター運営委員会、行政問題委員会、民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会、人権擁護委員会、法教育特別委員会、総合法律相談センター運営委員会、弁護士業務改革委員会、子どもの権利委員会、労働問題特別委員会、司法改革検証・推進本部、貧困・生活再建問題対策本部からの推薦のほか、会長委嘱によります。

Q9 プロジェクトチームでは、どんな活動をしているのですか？

A9 これまでの活動をいくつか、ご紹介いたします。

- (1) 大阪弁護士会会員向け研修講座を聴講された池田市職員の方をお招きして、インタビューを行いました。
- (2) 松原市の特定任期付公務員として採用された余川弁護士をお招きして、インタビューを行いました。
- (3) 行政連携活動に関係のある委員会等を対象に、行

政連携に関する今年度の取り組み予定についてアンケートを実施し、情報収集を行いました。

(4) 弁護士会として、長期的な展望と戦略のもとに行政との連携を図るうえで委員会横断的な課題を検証するため、行政連携活動に関係のある委員会に依頼して、「行政連携活動担当副委員長」を選任していただきました。そして、情報交換を図るため、MLを設置するとともに、「行政連携活動担当副委員長会議」を開催することにしました。

(5) このほか、「行政連携のお品書き」の活用法、大阪府下自治体のニーズを把握するためのアンケート調査、リーガルサポーターズ制度、特定任期付公務員採用拡大に向けた取組み等の検討を行っております。

Q10 委員会等に設けた「行政連携活動担当副委員長」の役割は何ですか？

A10 毎年、委員会等の行政連携活動に関する年間活動計画、活動状況、課題、その他行政連携活動に関する情報を収集し報告して頂けるよう、お願いいたします。

Q11 委員会等への要請はありますか？

A11 行政連携活動の推進を図るうえで弁護士会として取り組むべき課題やアイデア、有用な情報をお待ちしております。ご理解とご協力をお願いいたします。

●行政連携活動イメージ図●

